

産業廃棄物税に関するアンケート調査結果

1. アンケートの実施方法と回答状況

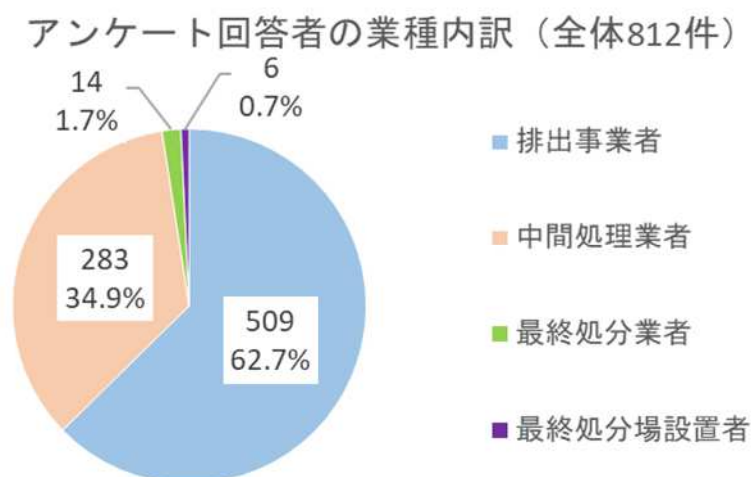
(1) 実施方法

- ・ 県内の産業廃棄物多量排出事業者ならびに産業廃棄物中間処理業者、最終処分業者、最終処分場設置者（処分業者を除く）を対象とした。
- ・ 郵送で送付し（発送数 1,684 件、返信用封筒または WEB にて回答を回収した。）
- ・ 実施期間は 2024 年 9 月 10 日から 9 月 26 日まで。

(2) 回答状況

- ・ 812 件の回答を得た（回収率 48.2%）
- ・ 回答者の属性（業種）内訳は以下のとおり。

対象者	表示の名称
産業廃棄物多量排出事業者	排出事業者
産業廃棄物中間処理業者	中間処理業者
最終処分業者	最終処分業者
最終処分場設置者（処分業者を除く）	最終処分場設置者



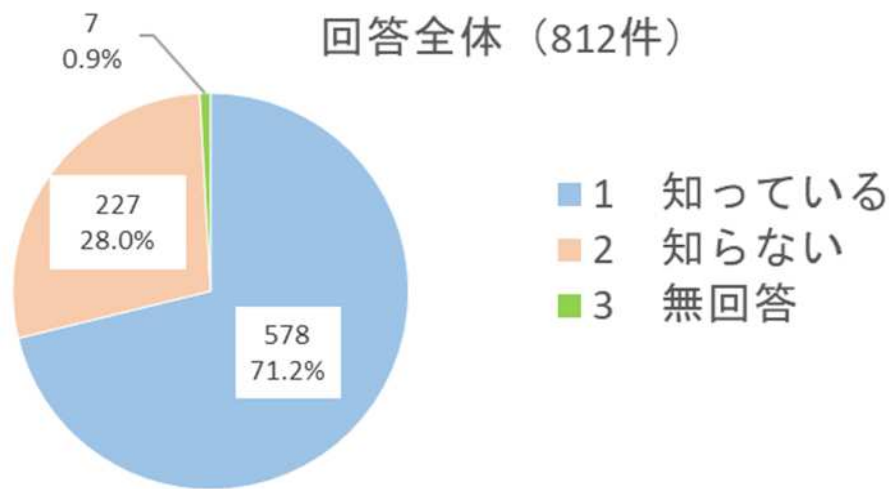
注 1) 回答者の割合(%)については、端数処理の関係で合計が 100%にならないことがある。

2) 複数選択可能な選択肢については、業種ごとの回答数を合計しても、アンケート回答者数とは一致しない。

2 設問ごとの回答状況

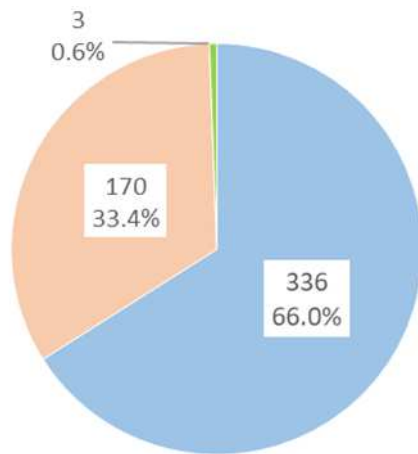
問1 愛知県で産業廃棄物税制度を導入していることをご存じですか。次の中からあてはまるものを1つだけ選び○印をつけてください。

- (1) 産業廃棄物税制度があることを知っている。
(2) 知らない。

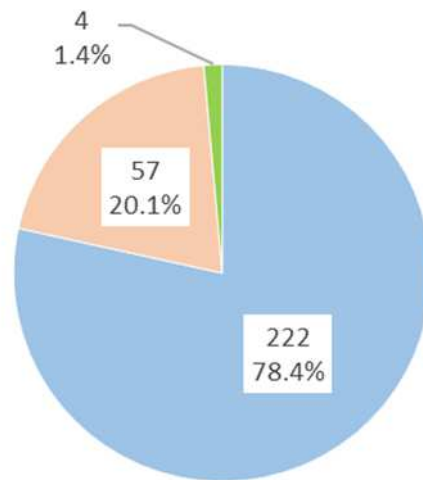


回答全体				
	今回 (2024.9)		前回 (2019.11)	
1 産業廃棄物税制度があることを知っている	578件	71.2%	682件	78.7%
2 知らない	227件	28.0%	182件	21.0%
3 無回答	7件	0.9%	3件	0.3%
計	812件	100.0%	867件	100.0%

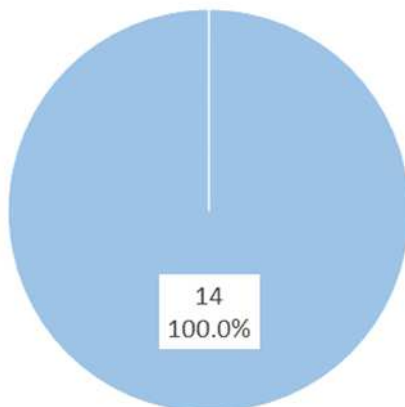
排出事業者（509 件）



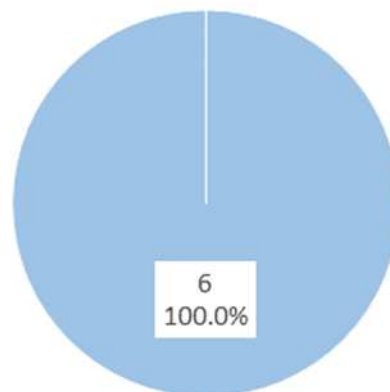
中間処理業者（283 件）



最終処分業者（14 件）



最終処分場設置者（6 件）

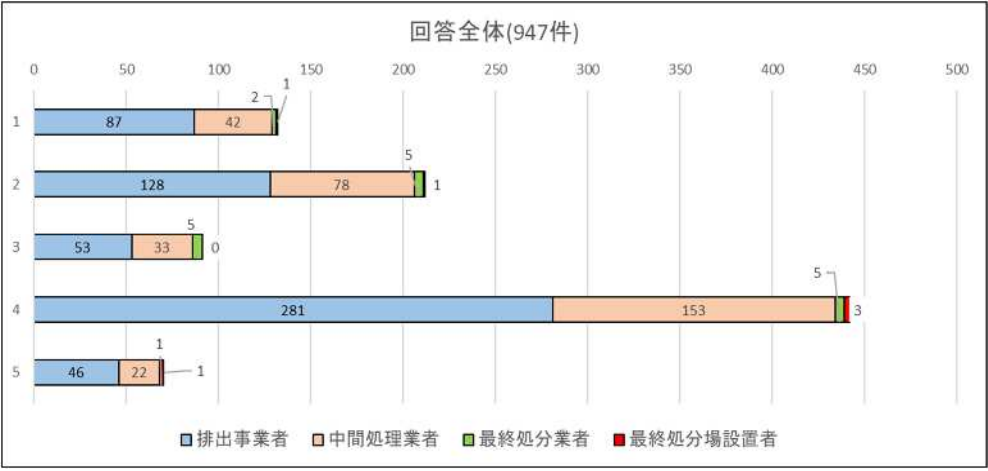


産業廃棄物税制度の認知度については、「税制度があることを知っている」の回答が 71.2%（578 件）、「知らない」の回答が 28.0%（227 件）であった。また、最終処分から中間処理、排出と段階が離れるに従い、「知らない」と回答する業者の割合が増えていた。

なお、前回（2019 年度）と比較して、大きな変化は見られなかった。

問 2 産業廃棄物税制度の効果についてお聞きします。税制度の導入により、貴社における廃棄物処理についてどのような効果が得られていると感じますか。次の中からあてはまるものの全てに○印をつけてください。(複数回答可)

- (1) 産業廃棄物の発生量抑制や減量化による排出量抑制につながった。
- (2) 再利用、再生利用の促進につながった。
- (3) 最終処分量の削減につながった。
- (4) わからない。
- (5) その他（具体的に： ）



	排出 事業者	中間処理 業者	最終処分 業者	最終処分場 設置者	回答全体			
					今回 (2024.9)		前回 (2019.11)	
1	87件	42件	2件	1件	132件	13.9%	133件	13.1%
2	128件	78件	5件	1件	212件	22.4%	227件	22.4%
3	53件	33件	5件	0件	91件	9.6%	96件	9.5%
4	281件	153件	5件	3件	442件	46.7%	455件	44.8%
5	46件	22件	1件	1件	70件	7.4%	93件	9.2%
合計	595件	328件	18件	6件	947件	100.0%	1015件	100.0%

税制度導入による効果について、効果があったと回答した中では、「再利用、再生利用の促進につながった」との回答が 212 件、「産業廃棄物の発生量抑制や減量化による排出量抑制につながった」との回答が 132 件で、「最終処分量の削減につながった」との回答が 91 件となった。

なお、全体では「わからない」との回答が最も多く 442 件となっている。

〈(5) その他の主な回答〉

① 効果あり

- ・コスト削減、リサイクル意識の高場。
- ・削減とまではいかないが、現場の意識の変化には効果があった。

② 効果なし

- ・変化なし。(税導入に関係なく、発電所から発生する石炭灰は処理する必要があるため)
- ・特に効果はない。工事で発生する廃棄物を削減することは不可能。
- ・企業の社会的責任という観点で廃棄物削減を進めており、廃棄物税が削減の原動力になっていない。
- ・効果はあまりないと考えます。抑制・減量等の取組みに対し、税制度は無関係。

③ 税制度導入に関係なく実施

- ・税制度関係なく、3R を促進している。
- ・削減や抑制の意識は環境保全のための全社的取り組みとして実施しているため、税制度導入によるものではない。

④ その他

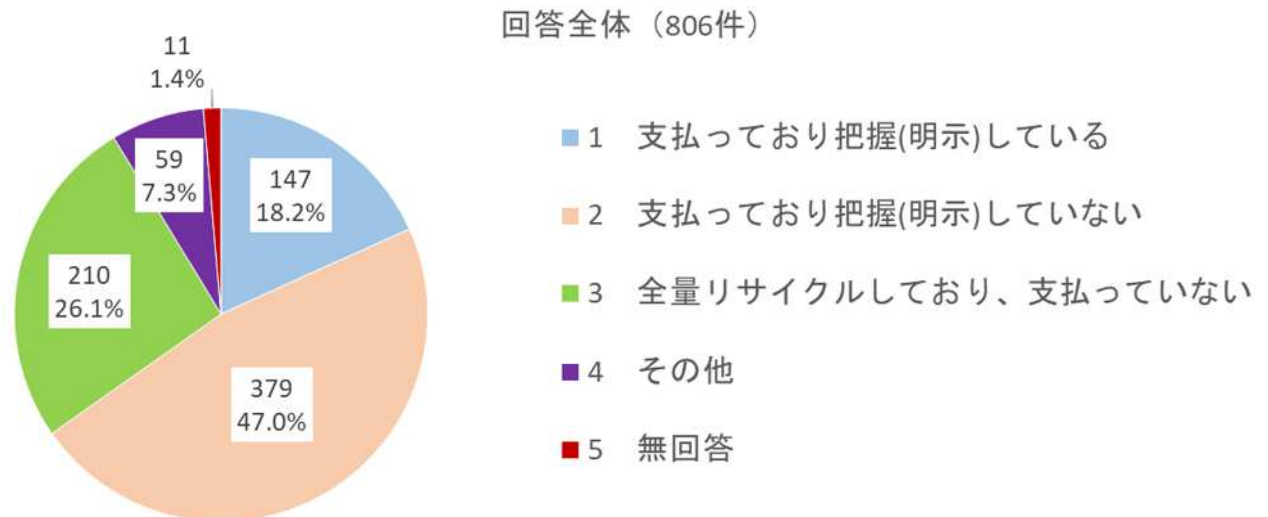
- ・他県でも同様に産廃税を取っている県はありますが、処分費に上乗せがある位のイメージ。同じ最終処分ならより安い処分場を選ぶ傾向があるように思う。産廃税を取るのであれば有効活用してもらいたい。
- ・最終処分実績がない。

問3 産業廃棄物税の負担に関する取り扱いについてお聞きします。

貴社の処理料金や処理委託契約書上での産業廃棄物税の取り扱いについて、次の中からあてはまるものを1つだけ選び○印をつけてください。

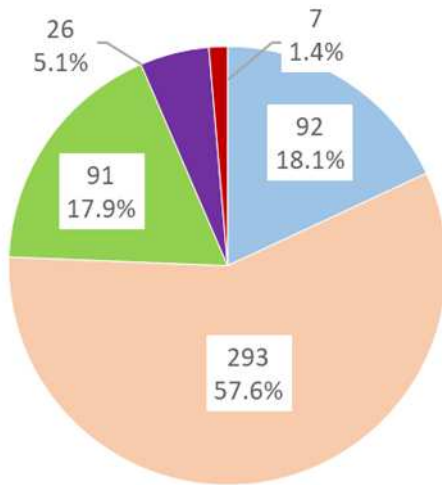
〔（ ）内は中間処理業者、最終処分業者の場合〕

- (1) 処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）おり、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）している。
- (2) 処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）いるが、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）していない。
- （理由： ）
- (3) 全量リサイクルしているため、産業廃棄物税を支払って（徴収して）いない。
- (4) その他（具体的に： ）

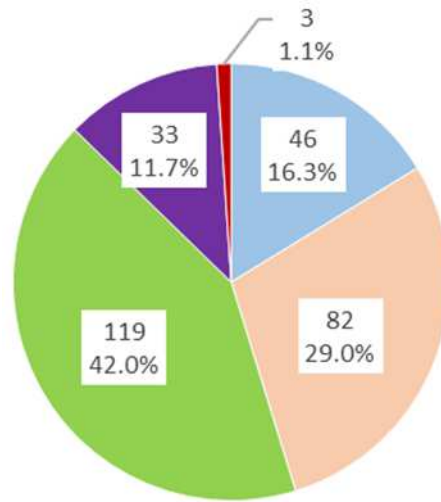


回答全体				
項目	今回 (2024.9)		前回 (2019.11)	
1 支払っており把握(明示)している	147件	18.2%	247件	29.0%
2 支払っており把握(明示)していない	379件	47.0%	439件	51.5%
3 全量リサイクルしており、支払っていない	210件	26.1%	-	-
4 その他	59件	7.3%	143件	16.8%
5 無回答	11件	1.4%	24件	2.8%
計	806件	100.0%	853件	100.0%

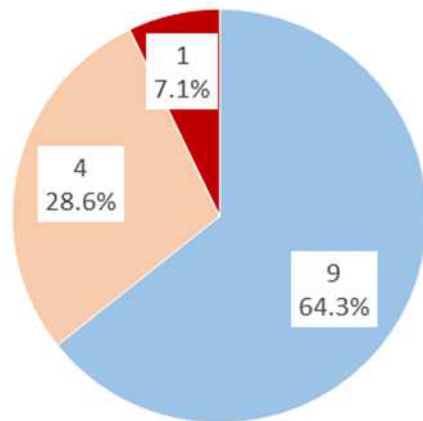
排出事業者（509 件）



中間処理業者（283 件）



最終処分業者（14 件）



最終処分場設置者（6 件）

※最終処分場設置者は本問対象外。

産業廃棄物税の取り扱いについては、「処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）おり、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）している」との回答が 18.2%（147 件）で、「処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）いるが、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）していない」との回答が 47.0%（379 件）であった。

また、今回から選択肢に加えた「全量リサイクルしているため、産業廃棄物税を支払って（徴収して）いない。」との回答が 26.1%（210 件）であった。

＜(2) 「処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）いるが、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）していない。」を選択した理由の主な回答＞

① 最終処分量の把握に関する意見

- ・ 契約の時に最終処分量がわからない。
- ・ 県外の最終処分場にも搬入しており、税相当分を把握できない。
- ・ 各排出事業者に対する税相当分の割合を出すことが困難である。

② 税額明示に関する意見

- ・ 処分料金に税相当分が明示されていない（していない）。
- ・ 契約書や請求書に産業廃棄物税に関する記載がない為。
- ・ 処理料金に含まれている。

③ その他の意見

- ・ ほとんどの産業廃棄物がリサイクルされ、最終処分する量が少ないため、あまり意識していない。
- ・ 産業廃棄物税額を記載する義務がないこと、最終処分量を把握していないこと、また県外最終処分場にも搬入していること。
- ・ 排出事業者からの受入量と最終処分への持込量が違うため徴収しにくい。

＜(4) その他の主な回答＞

① 県内での最終処分がないことに関する意見

- ・ 最終処分先は県外又はリサイクルしている。
- ・ 中間処理による再生利用、減量により最終処理していない。
- ・ 堆肥化、敷料として再利用。

② その他の意見

- ・ 税相当額を明示する会社と明示しない会社がある。
- ・ 処理料金に含められず弊社負担となっている。

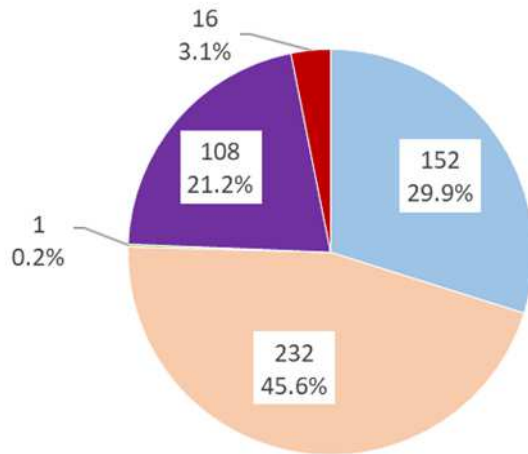
貴社が排出した産業廃棄物の全部または一部を愛知県外で処理していますか。愛知県外で処理している場合はその理由も含めて、次の中からあてはまるものを1つだけ選び○印をつけてください。

-
- A pie chart showing the distribution of responses for the statement 'The government should do more to protect the environment'. The chart is divided into five segments: a large orange segment (41.2%, 329 responses), a blue segment (34.7%, 277 responses), a purple segment (20.1%, 160 responses), a small red segment (3.3%, 26 responses), and a very small green segment (0.8%, 6 responses).
- | Response | Count | Percentage |
|-------------------|-------|------------|
| Strongly agree | 329 | 41.2% |
| Agree | 277 | 34.7% |
| Disagree | 160 | 20.1% |
| Strongly disagree | 26 | 3.3% |
| Don't know | 6 | 0.8% |

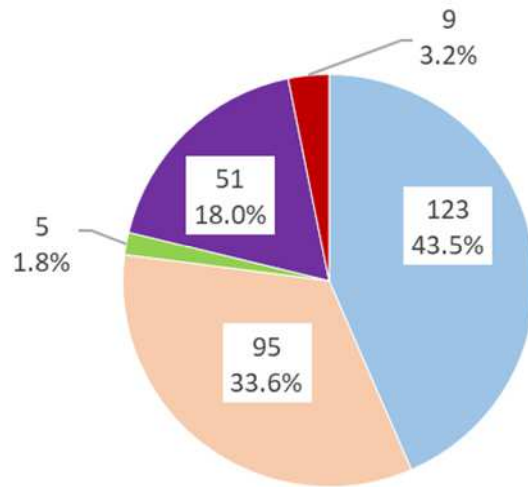
- 1 愛知県外では一切処理していない
- 2 愛知県外で一部または全部を処理している
(適切に処理できる業者なし)
- 3 愛知県外で一部または全部を処理している
(税が上乗せされるため)
- 4 愛知県外で一部または全部を処理している
(その他理由)
- 5 無回答

	今回 (2024.9)		前回 (2019.11)	
1 県外処理なし	277件	34.7%	268件	31.5%
2 県外処理あり(適切な業者なし)	329件	41.2%	384件	45.2%
3 県外処理あり(税上乗せのため)	6件	0.8%	11件	1.3%
4 県外処理あり(その他)	160件	20.1%	166件	19.5%
5 無回答	26件	3.3%	21件	2.5%
計	798件	100.0%	850件	100.0%

排出事業者（509 件）



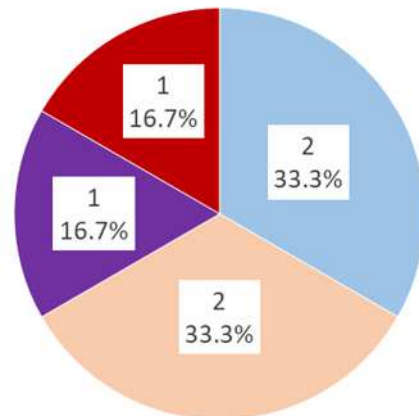
中間処理業者（283 件）



最終処分業者（14 件）

最終処分場設置者（6 件）

※最終処分業者は本問対象外。



県外処理の有無については、「県外処理を行っていない」の回答が 34.7%（277 件）であり、「全部または一部の廃棄物を県外処理している」との回答が 62.0%（495 件）であった。

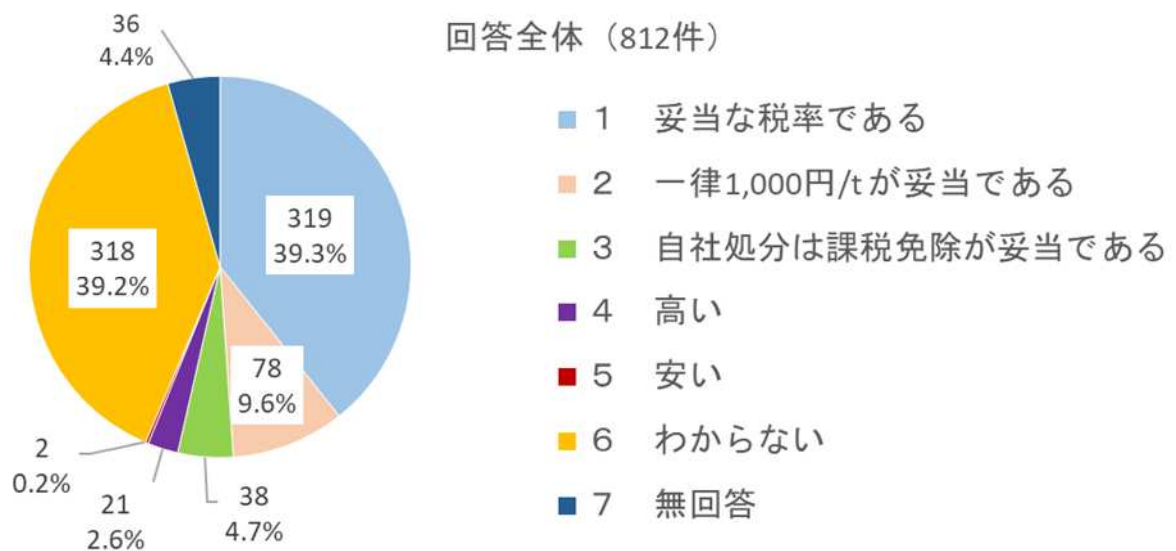
県外処理（495 件）の理由は、「県内に適切に処理できる業者がない」との回答が 41.2%（329 件）、「税が上乗せされるため」との回答は 0.8%（6 件）であった。その他の理由によるものが 20.1%（160 件）となっている。

＜（４）県外で処理するその他の主な理由＞

- ・ 処分コストを比較し県内、県外処分業者で処理している。
- ・ 産業廃棄物の種類により愛知県外で処理しているものがある。
- ・ 受入先を複数社確保する事で処理(受入)先が無くなるリスクを避ける。
- ・ 中間処理業者に委託しているためわからない。
- ・ 愛知県内に最終処分場が少ない為。
- ・ アセックが搬入規制をしているため、他県で処理をする場合がある。

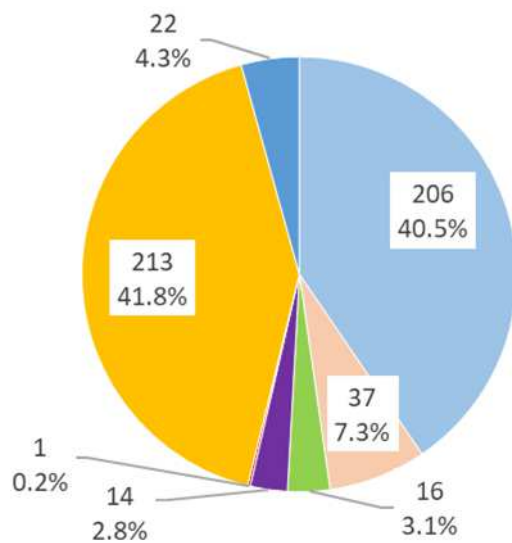
問5 産業廃棄物税の税率についてお聞きします。県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合の産業廃棄物税の税率は1,000円/トンとし、排出事業者自らが設置する最終処分場へ搬入する場合は500円/トンとしています。このことについて、次の中からあてはまるものを1つだけ選び○印をつけてください。

- (1) 現行の制度が妥当な税率であると思う。(原則1,000円/トン、自らが設置する最終処分場への搬入500円/トン)
- (2) 複数の税率は設けず、一律1,000円/トンが妥当であると思う。
- (3) 自らが設置する最終処分場への搬入は課税免除が妥当であると思う。
- (4) 妥当な税率ではなく高いと思う。(円位が妥当)
- (5) 妥当な税率ではなく低いと思う。(円位が妥当)
- (6) わからない。

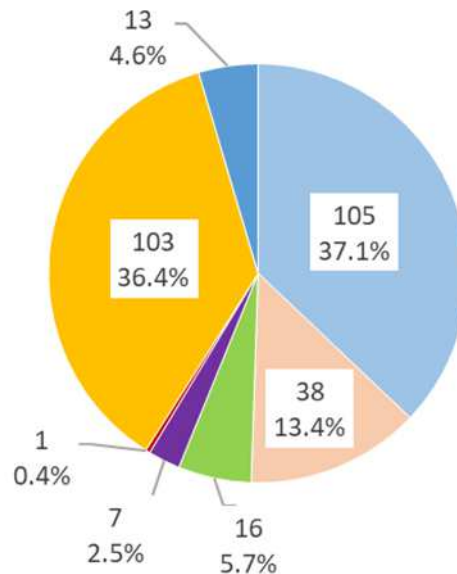


回答全体				
	今回 (2024.9)		前回 (2019.11)	
1 妥当な税率	319件	39.3%	359件	41.4%
2 一律1,000円/t が妥当	78件	9.6%	95件	11.0%
3 自社処分場は課税免除が妥当	38件	4.7%	46件	5.3%
4 高い	21件	2.6%	24件	2.8%
5 安い	2件	0.2%	4件	0.5%
6 わからない	318件	39.2%	303件	34.9%
7 無回答	36件	4.4%	36件	4.2%
計	812件	100.0%	867件	100.1%

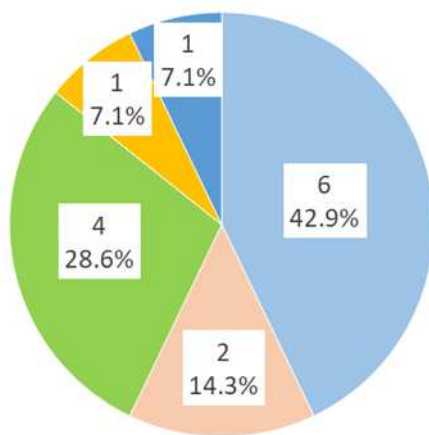
排出事業者（509 件）



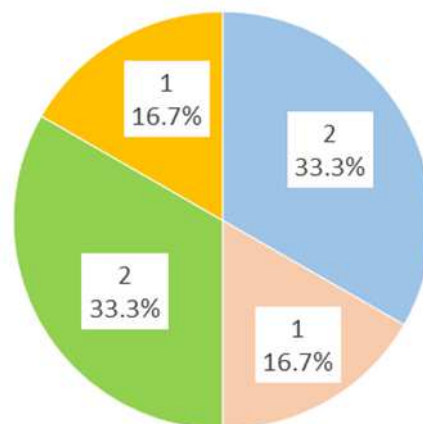
中間処理業者（283 件）



最終処分業者（14 件）



最終処分場設置者（6 件）



現在の産業廃棄物税の税率について、「適切な税率である」との回答が 39.3%（319 件）であった。「複数の税率は設けず、一律 1,000 円／トンが妥当である」との回答は 9.6%（78 件）、「自らが設置する最終処分場への搬入は課税免除が妥当である」との回答は 4.7%（38 件）、税率を「高い」と回答したのが 2.6%（21 件）、「低い」と回答したのが 0.2%（2 件）であった。

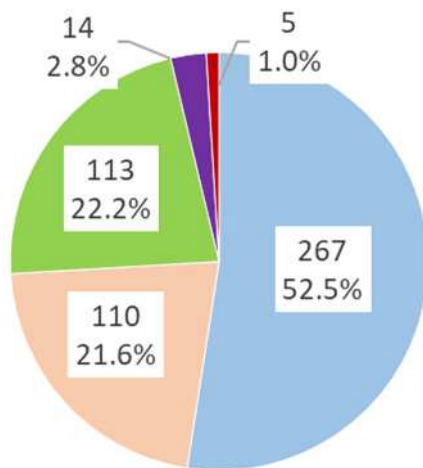
なお、「わからない」との回答が 39.2%（318 件）であった。

問 6 産業廃棄物税の活用施策についてお聞きます。産業廃棄物税の税収は、現在、以下(1)～(3)の施策で活用していますが、今後最も積極的に進めるべき施策について、次の中からあてはまるものを1つだけ選び○印をつけてください。

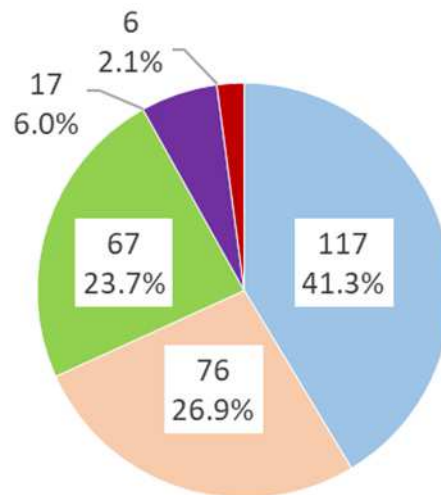
- (1) 産業廃棄物の発生抑制・再使用及び再利用の促進
(2) 産業廃棄物最終処分場の設置の促進
(3) 産業廃棄物の適正な処理
(4) その他（



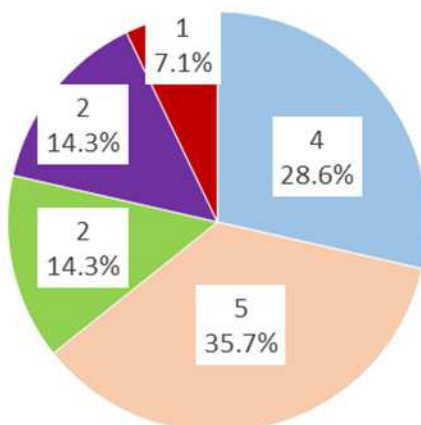
排出事業者（509 件）



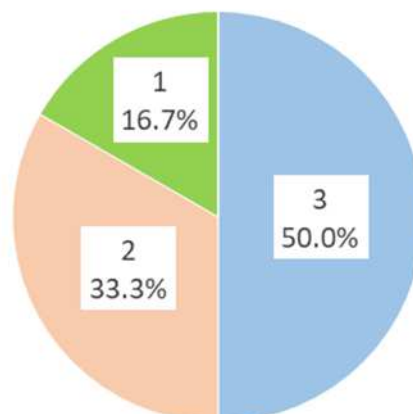
中間処理業者（283 件）



最終処分業者（14 件）



最終処分場設置者（6 件）



今後最も積極的に進めるべき産業廃棄物税の活用施策については、「発生抑制・再利用及び再利用の促進」との回答が 48.2%（391 件）で最も多く、次に「最終処分場の設置の促進」との回答が 23.8%（193 件）、「適正な処理」との回答が 22.5%（183 件）であった。

< (4) その他の主な回答 >

① 産業廃棄物の発生抑制・再使用及び再利用の促進に関する意見

- ・ 中間処理施設の整備費用、施設入替等への助成。
- ・ 再生技術開発の研究。

② 産業廃棄物の適正な処理に関する意見

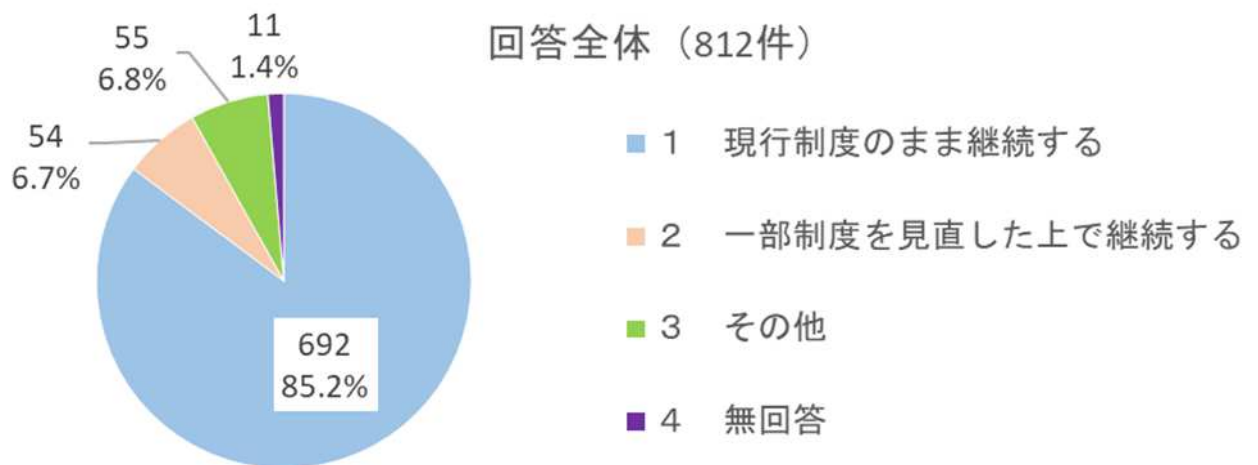
- ・ 中間処理業者育成への施策。
- ・ 不適正処理された産業廃棄物の処理費用への助成。

③ その他の意見

- ・ 産業廃棄物最終処分場の整備費用への助成。
- ・ 県内産業廃棄物処理業者への活用（例えば費用等燃料費補助）。

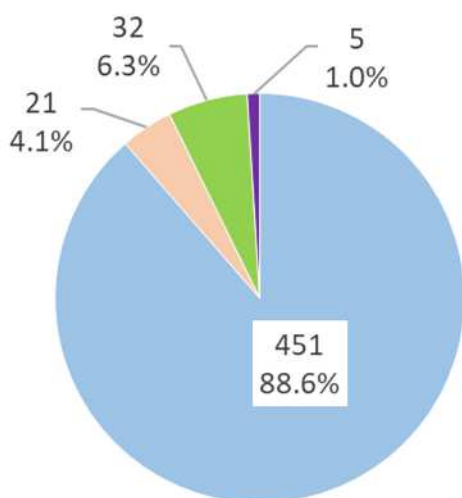
問 7 今後の産業廃棄物税制度の方向性についてお聞きします。これまでの設問を踏まえて、今後の産業廃棄物税制度について、どのような方向に進むのが望ましいと考えますか。次の中からあてはまるものを1つだけ選び○印をつけてください。

- (1) 現行制度のまま継続する。
 (2) 一部制度を見直した上で継続する。
 (具体的な見直し内容：)
 (3) その他 ()

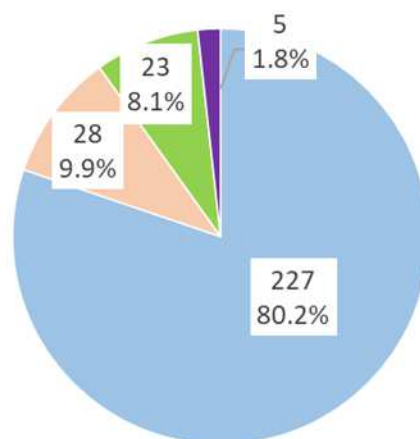


項目	回答全体			
	今回 (2024.9)		前回 (2019.11)	
1 現行制度のまま継続する	692件	85.2%	733件	84.5%
2 一部制度を見直した上で継続する	54件	6.7%	65件	7.5%
3 その他	55件	6.8%	59件	6.8%
4 無回答	11件	1.4%	10件	1.2%
計	812件	100.1%	867件	100.0%

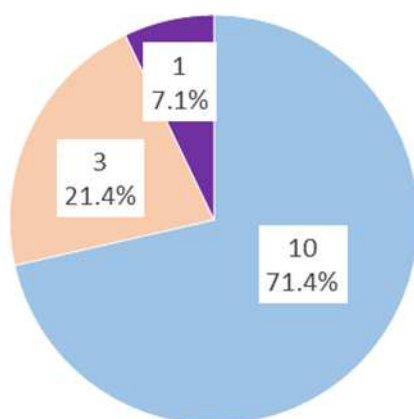
排出事業者（509 件）



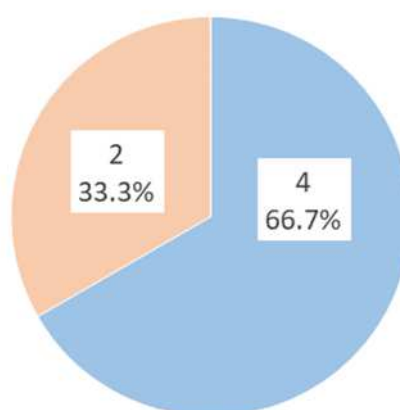
中間処理業者（283 件）



最終処分業者（14 件）



最終処分場設置者（6 件）



今後の産業廃棄物税制度の方向性については、「現行のまま継続する」との回答が 85.2%（692 件）、「一部制度を見直した上で継続する」との回答が 6.7%（54 件）で合わせると 91.9%（746 件）が税制度継続に肯定的であった。

なお、「その他」との回答が 6.8%（55 件）、無回答は 1.4%（11 件）であった。

＜(2) 一部制度を見直した上で継続の主な回答＞

① 税率に関する意見

- ・複数の税率を設けない。
- ・再利用、再生利用を促すため、税率を段階的に引き上げる。
- ・自社最終処分場に処分する際は、産業廃棄物税を免除する。

② 税制度の周知に関する意見

- ・排出事業者への周知。
- ・認識度向上を図ることが望ましいのではと思います。

③ 税の使途に関する意見

- ・補助金制度→継続的な収益を上げることが出来ない事業は見直すべきだと思います。
- ・用途を廃棄物処理業者の為に使えるようにする。

④ その他の意見

- ・課税の明示の義務化（金額よりもその事実の明示）。
- ・時代や環境、状況に応じて変化しながら対応していく。

＜(3) その他の主な回答＞

- ・定期的に見直ししながら継続する。
- ・環境等を整える上で税収制度は必要かと思われるが、何に使う・何に使ったかを、多くの人が理解できるように具体的に分かり易く示す必要があるかと思います
- ・県内で稼働する最終処分場が限られている現状で産廃税を集めることにそもそも疑問を感じる。

問 8 その他産業廃棄物税制度関係でご意見等ございましたら、ご記入ください。

① 税制度の周知に関する意見

- ・税制制度をもっと広くアピールした方がいいと思う。
- ・産業廃棄物税の認知度は低い。税金の活用法・実績を産業廃棄物界に知らせるのが良い。
- ・処分関係者だけでなく元の排出事業者へのリデュース、リユースを促す訴求があまりなく PR していく必要性を感じる

② 税の使途に関する意見

- ・産業廃棄物の再利用についての研究を盛んに行ってほしい。
- ・税を活用してリサイクル技術がより開発されることを望みます。
- ・不適正処理については排出事業者の責任にもなるので今後も税金を有効に活用いただきたい。

③ 不適正処理対策に関する意見

- ・廃棄物になる製品を作っておられる製造する企業にご負担して頂くべきと思います。公正に廃棄物が処理される環境の整備を望みます。

④ 最終処分場に関する意見

- ・愛知県内の最終処分場が少なく県外（遠方への処分）が多くなっています。脱炭素の面からもリサイクルの促進、処分場の設置推進をお願いします。
- ・リサイクル可能なものは徹底的にリサイクルを行い、新設ハードルの高い管理型最終処分場などは出来るだけ長い期間営業が続けられるようにすることが、経済活動に支障をきたすこともなく、皆さんが安心安全で暮らせる地域になるのではと思います。
- ・最終処分場への持込規制が今年度から設定され、県外に持ち出すことになった。税収が減り『3 R 促進の補助金』や『最終処分場の設置促進』の減額に繋がるので、計画的な最終処分場設置を進め、県内での安定的な処分を確保いただきたい。

⑤ その他の意見

- ・リサイクルの推進や産業廃棄物削減活動を実施した企業には一定の優遇措置などを設けていただけるとありがたいです。